

議案第24号

寒川町空家等対策協議会条例の一部改正について

寒川町空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、条文の整理を図るため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

寒川町空家等対策協議会条例（令和2年寒川町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

寒川町空家等対策協議会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）<u>第7条第1項</u>の規定に基づき、寒川町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>～略～</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）<u>第8条第1項</u>の規定に基づき、寒川町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>～略～</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>